

入札説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度佐賀県立図書館図書等購入（装備込み）
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所 佐賀市城内二丁目1番41号 佐賀県立図書館

2 入札参加者の資格

入札に参加する者は、以下に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入の上、(2)の部局に提出すること。

(2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当（新館2階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7194

E-mail ; soumu.jimu@pref.saga.lg.jp

(3) 申請書様式の入手先

(2)の部局又は佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）

4 入札参加資格確認申請書等

(1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に定める入札参加資格確認申請書（様式2）に「営業概要書」（様式3）、及び「納入計画書」（様式4）を添付の上、令和8年2月20日（金）午後5時までに下記の場所に提出しなければならない。提出された申請書及び添付資料を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り入札の対象者とする。なお、提出した資料等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出先

佐賀県立図書館企画・情報課 資料整備担当

郵便番号 840-0041 佐賀市城内二丁目1番41号

電話番号 0952-24-2900

FAX 0952-25-7049

E-mail ; toshokan@pref.saga.lg.jp

(3) 仕様書等に対する質疑について

質問がある場合は、別紙「質問書」（様式1）により、令和8年2月20日（金）の午後5時までに(2)の担当部局あて電子メール又はFAXで提出すること。

5 入札書提出の日時及び場所等

(1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先

4の(2)の担当部局

(2) 入札書の提出方法 4の(2)の場所に持参し、又は郵送すること。郵送の場合は書留郵便とし、「令和8年度佐賀県立図書館図書等購入入札書在中」と朱書きすること。

(3) 入札書の提出期限 令和8年3月17日（火）午前10時必着

郵送による場合は書留郵便によることとし、提出期限までに4の(2)の部署に必着とする。なお、提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封しない。

- (4) 開札の日時及び場所 令和8年3月17日(火)午前10時10分
佐賀県立図書館会議室
- (5) 入札又は開札の中止 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は中止する。事前に4の(2)の部署に確認すること。

6 入札の方法

図書、定期刊行物及び視聴覚資料の本体価格（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）に対する値引額の割合（値引率）を入札価格とし、入札書に記載すること。ただし、値引率は小数点第1位までの百分率（%）をアラビア数字で表示するものとする。

7 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号に該当するときは全額を免除し、又は一部を減額する。

8 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号に該当するときは全額を免除し、又は一部を減額する。

9 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 規則第105条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、予定価格（値引率）以上、図書等の購入価格が最低の価格となる値引率で入札した者を落札者とする。
- (3) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 1回目の開札の結果落札者がないときは、直ちに再度入札（1回目を含め2回を限度）を行う。なお、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合は、再度入札に参加することはできない。
- (5) その他必要な事項は、佐賀県財務規則の規定による。